

船舶事故等調査報告書

平成26年9月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014函第6号
事故等種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成25年2月27日 22時05分ごろ
発生場所	北海道根室市納沙布岬東北東方沖 納沙布岬灯台から真方位071° 103海里付近 （概位 北緯43° 56.0′ 東経148° 02.0′）
事故等調査の経過	平成26年1月20日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八十一 ^{きゅうえい} 久榮丸、160トン
船舶番号、船舶所有者等	AM1-638（漁船登録番号）、久栄漁業株式会社
乗組員等に関する情報	機関長、四級海技士（機関）（機関限定）
死傷者等	なし
損傷	主機カム軸の曲損、調時歯車のカム駆動歯車、中間歯車、クランク歯車等に割損及び歯面の欠損
事故等の経過	本船は、船長及び機関長ほか12人が乗り組み、納沙布岬東北東方沖で沖合底びき網漁を操業中、平成25年2月27日22時05分ごろ、主機が突然に停止し、機関長が、ターニングを試みたものの、カム軸が回らず、主機が始動できなかったため、自力航行が困難と思われ、僚船に救助を要請した。 本船は、僚船にえい航され、3月1日に北海道釧路市釧路港へ入港した。 本船は、機関整備業者により、主機の調時歯車の中間歯車、クランクギア、カムギア等を交換して復旧された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約2m
その他の事項	本船は、釧路港に入港後、整備業者に依頼して主機の開放点検を行ったところ、調時歯車の中間歯車が割損して脱落しており、クランク歯車及びカム軸駆動歯車の歯面が欠損し、カム軸に曲りを生じていることが確認された。 本船は、2月18日に主機の始動不良を起こした際、機関長が、始動空気管制弁の開放点検を行い、カム軸の駆動歯車のキー固定ボルトが折損しており、以前に補強のために溶接した部分もはがれていることを認め、折れたボルトを取り外した後、同歯車のキー溝の修正を行っていた。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり なし</p> <p>本船は、納沙布岬東北東方沖で沖合底びき網漁を操業中、主機のカム軸駆動歯車、中間歯車、クランク歯車等が損傷したことから、主機が停止し、始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、カム軸の駆動歯車のキー及びキー溝を修正後、溶接かす、鉄粉等が主機の調時歯車の中間歯車等の歯面に噛み込んだ状態で運転が続けられ、歯面及び歯車の根元に応力が集中し、損傷するに至った可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、夜間、本船が、納沙布岬東北東方沖で沖合底びき網漁を操業中、主機のカム軸駆動歯車、中間歯車、クランク歯車等が損傷したため、主機が停止し、始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不良箇所等の修正を行った際には、修正後の状態の確認を十分に行うこと。